

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	福島市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/4/jyouhousystem20160824.htm

執行機関名 福島市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)による第三種市営住宅の入居等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第六の項 福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)による第三種市営住宅の入居等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十六年法律第九十三号) 第一条	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号) 第二条第一項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。	第二条 地方自治法第二百四十四条第一項の規定に基づき、 <u>住民の生活安定と社会福祉の増進</u> に寄与するため、市営住宅等及び共同施設を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号) 福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号) 第十四条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務	福島市営住宅等条例による第三種市営住宅の入居者に係る家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)第六条第二項第二号イ
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	(同法第二条第二号の公営住宅((以下この条において「公営住宅」という。)の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。))に係る次に掲げる情報)公営住宅の入居者又は同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号) 第六条第二項第二号ロ
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅の入居者又は同居者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号) 第十六条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅の入居者又は同居者に係る公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号) 第四条第二号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅の入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報	入居者及び同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)第十七条、第十九条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	福島市営住宅等条例による第三種市営住宅の入居者に係る家賃又は入居時における敷金の減免申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第一号ハ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	入居者及び新たに公営住宅に入居を許可された者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第一号イ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	入居者及び新たに公営住宅に入居を許可された者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)第六条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	福島市営住宅等条例による第三種市営住宅の入居の申込みに係る <u>事実についての審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第一号ハ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	入居申込者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第六号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	入居申込者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第六号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	入居申込者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第一号イ、ロ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	入居申込者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第一項第二号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	入居申込者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	福島市営住宅等条例(平成九年条例第三十四号)第十二条第一項又は第十三条第一項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	福島市営住宅等条例による第三種市営住宅の入居の際の親族以外の者の同居の承認又は入居者が死亡した時、退去した時の同居者が引続き入居することの公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 二	福島市営住宅等条例施行規則(平成十年規則第四号)第四条第二号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	同居者又は入居者の承継者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--